

平成24年版

出入国管理

法務省入国管理局 編

平成 24 年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成 24 年版「出入国管理」の発刊に当たって



成田空港（提供：成田国際空港株式会社）

昭和 34 年から発刊されている「出入国管理」は、本書で 18 冊目になります。平成 15 年版以前の「出入国管理」では、5 年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化し、出入国管理行政も、その動きに的確に対応するべく、様々な新しい取組を行っています。そこで、平成 16 年版以後は、「出入国管理」は毎年出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊しています。

この平成 24 年版「出入国管理」では、平成 19 年から平成 23 年までの過去 5 年間の業務の推移を見つつ、近年において求められている外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者の一層の受入れ、不法滞在者・偽装滞在者の縮減、テロリスト等の確実な入国阻止、また、平成 23 年に発生した東日本大震災による未曾有の被害に対する緊急かつ迅速な対応など、最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を平成 23 年度の動きを中心に取りまとめ、紹介しています。

第 1 部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留等の状況（第 1 章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第 2 章）、難民認定業務等の状況（第 3 章）、人身取引対策の推進及び外国人 DV 被害者の適切な保護（第 4 章）、外国人登録の実施状況（第 5 章）について統計資料を基に紹介しています。

第 2 部では、「平成 23 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、東日本

大震災に対する入国管理局の取組（第1章）、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入（第2章）、新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組（第3章）、円滑かつ厳格な入国審査等の実施（第4章）、新しい技能実習制度の実施状況（第5章）、留学生の適正かつ円滑な受入れ（第6章）、国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策（第7章）、在留特別許可の適正な運用（第8章）、難民の適正かつ迅速な庇護の推進（第9章）、国際社会及び国際情勢への対応（第10章）、広報活動と行政サービスの向上（第11章）について紹介しています。

また、資料編では、平成23年度以降の出入国管理行政に関する主な出来事や、関連する統計などを紹介しています。

本報告書を通じ、出入国管理が皆様にとって親しみやすく分かりやすい行政となることができれば幸いです。

平成24年11月

法務省入国管理局長 高宅 茂

平成 24 年版「出入国管理」のポイント

■平成 24 年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政をめぐる状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、平成 19 年から 23 年までの5年間の業務の推移を見つつ、23 年の状況を記載。
- 第2部では、平成 23 年度における主要な施策を記載。

■第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

○ 平成 23 年における外国人入国者数

平成 23 年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は 713 万 5,407 人、再入国者数を除いた新規入国者については 544 万 8,019 人であり、前年の外国人入国者数に比べ 230 万 8,289 人（ Δ 24.4%）、新規入国者数は 247 万 1,707 人（ Δ 31.2%）の大幅な減少を記録した。平成 23 年における外国人入国者数の大幅な減少には、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島第 1 原子力発電所の事故等の要因が影響したとみられる。

○ 平成 23 年末現在の外国人登録者数

平成 23 年末現在の外国人登録者数は 207 万 8,508 人で、22 年末と比べ 2.6% 減少しているが、10 年前の 13 年末に比べ約 1.2 倍の増加となるなど、長期的には増加傾向にある。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は 1.63% であり、22 年末と比べ 0.04 ポイント低くなっている。

○ 不法残留者数

平成 24 年 1 月 1 日現在の不法残留者数は、6 万 7,065 人であり、過去最高であった 5 年 5 月 1 日現在の 29 万 8,646 人から一貫して減少している。

■第2部 平成 23 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

○ 東日本大震災に対する入国管理局の取組

- ・ 東日本大震災に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づく法務省告示の対象となった外国人については、在留期間の満了日を、特段の手続を要することなく、一律に、平成 23 年 8 月 31 日まで延長する措置をとった。また、諸外国からの救助隊約 1,100 人の迅速な受入れ、震災により出国を希望する外国人に対する迅速な再入国許可及び出国手続の実施に努めるとともに、震災により途中帰国した留学生及び研修・技能実習生の円滑な再来日のための措置をとった。
- ・ 入国管理局では、被災した可能性のある外国人の安否確認のため、自治体及び在日外国公館からの要請に基づき、被災地域の外国人登録者に関する情報を提供した。また被災地域の外国人及び同地域に居住する日本人を対象として、家族・親族等の関係にある方からの出国事実の有無の照会に応じた。
- ・ 被災地に居住していた外国人が避難先の市区町村で登録原票記載事項証明書の交付請求ができ

るようにする等の措置をとるとともに、外国人登録事務の遂行が困難となっている市区町村を支援するため、同事務に係る作業の代行等を行うこととした。

- ・ 専用ダイヤルを設置して休日にも電話相談を受け付けるなど、被災した外国人等への情報提供を行った。

○ 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入

我が国にイノベーションや経済成長をもたらすことが期待される高度な資質や能力を有する外国人（高度人材）の受入れを促進するため、法務省告示を制定し、高度人材に対し、ポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入した。高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置は、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が一定の点数に達した人を「高度人材外国人」と認定し、在留資格「特定活動」を付与した上で、出入国管理上の優遇措置を講ずるもので、平成24年3月30日に関連する法務省告示を制定し、平成24年5月7日から制度が開始された。

○ 新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

- ・ 平成21年7月に成立した入管法等改正法により、適法な在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する「新しい在留管理制度」が導入されることとなった。また、入管法等改正法の施行日からは当該外国人等が住民基本台帳法の適用対象に加わることとなり、市区町村において外国人住民に関する住民票が作成されることとなる。
- ・ 入国管理局では、平成24年7月9日の施行に向けて、政省令の整備や業務遂行の在り方の検討、システムの開発等の準備を進めた。

○ 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

- ・ 我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところであり、セカンドリ審査（二次的審査）の導入及び自動化ゲートの設置・増設等により、円滑な審査の一層の推進を図っている。
- ・ 国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券データベース検索システム及びAPIS等を活用した、厳格な出入国審査を継続して実施している。

○ 新しい技能実習制度の運用

- ・ 当初より労働関係法令上の保護を受けられるように措置するなど、技能実習生の保護の強化を図るため、新しい技能実習制度の運用が平成22年7月1日から開始され、制度の適正化に向けた取組を行っている。
- ・ 入国管理局では、法務省令等の規定に基づいて、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対して、「不正行為」の認定を行い、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを、不正行為の類型に応じ、5年間、3年間又は1年間停止している。平成23年には184機関に対して「不正行為」を認定している。

○ 留学生の適正かつ円滑な受入れ

- ・ 「新成長戦略」において「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とされており、入国管理局ではその実現に向け、留学生の在籍管理を適切に行っている大学等からの申請については提出書類の大幅な簡素化を図るなど、留学生の適正かつ円滑な受入れを推進している。

- ・ 就職支援等の施策を通じた留学生の受入れ促進の観点から、専門士の称号を付与された専門学校卒業生について、上陸許可基準（省令）における学歴要件を満たすことができるよう、平成23年7月1日、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等に係る上陸許可基準（省令）の改正を行った。

○ 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策

- ・ 不法残留者数は着実に減少してきており、これまでの取組の成果が現れているものの、今なお約6万7千人（平成24年1月1日現在）もの不法残留者が潜在していると考えられるため、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者の縮減に努めている。
- ・ 「偽装滞在者」とは、偽装婚、偽装留学など、偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分・活動目的を偽り、正規在留者を装い我が国で不法に就労等する者のことであり、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握するまでには至っていないが、在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は看過できないものであることから、入国管理局としては、偽装滞在者への摘発強化及び情報の収集・分析の強化などに努めている。
- ・ 平成22年7月に外部の有識者で構成される「入国者収容所等視察委員会」を設置しているところ、同委員会からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。
- ・ 退去強制令書が発付されてから相当の期間収容が継続している被収容者については、引き続き、一定期間ごとにその仮放免の必要性、相当性を検証・検討し、個々の事情に応じて仮放免を弾力的に活用しつつ、より一層適正な退去強制手続の実施に努めた。
- ・ 平成22年9月の日本弁護士連合会との間の合意に基づき、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題について、より望ましい状況を実現するための方策等を協議する場を持つこととするとともに、被収容者に対する弁護士による法律相談等の取組を行った。

○ 在留特別許可の適正な運用

「在留特別許可に係るガイドライン」の策定・公表、「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の公表といった措置を講じているところ、在留特別許可の透明性や予見可能性の向上に、引き続き取り組んだ。「在留特別許可に係るガイドライン」には、在留特別許可の許否判断に係る考慮要素事項を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している。

○ 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- ・ 入国管理局では、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、長期化している難民認定申請案件の審査期間について、標準処理期間6か月を設定しており、平成23年度については、いずれも標準処理期間を下回る水準を維持した。
- ・ 第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイのメーラ・キャンプに滞在するミャンマー難民受入れ及び定住支援が開始されているが、23年度は4家族18名が来日した。
- ・ 入国管理局は、平成24年2月、難民認定手続を始め当局が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

○ 国際社会及び国際情勢への対応

- ・ 「包括的経済連携に関する基本方針」に基づき、国家戦略担当大臣の下に「人の移動に関する検討グループ」が設置され、入国管理局も同グループの検討に参加した。同グループの検討の結果、平成23年3月11日に「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」が閣議決定された。
- ・ 各国とのEPA締結交渉等に積極的に参画した。
- ・ G8、ASEMを始めとする国際会議に参加し、各国との議論や意見交換を通して協力関係の構築や情報共有等に努めている。
- ・ 平成23年にタイで発生した大規模な洪水を受け、一時的措置として、日系企業で閉鎖中の工場のタイ人従業員を、一定の要件の下で我が国に受け入れ、その就労を認めた。

平成 24 年版「出入国管理」目次

はじめにー平成 24 年版「出入国管理」の発刊に当たって

平成 24 年版「出入国管理」のポイント

目次

凡例

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

第 1 章 外国人の入国・在留等の状況

第 1 節 外国人の出入国の状況…………… 2

1 外国人の出入国者数の推移…………… 2

(1) 外国人の入国…………… 2

ア 入国者数…………… 2

イ 国籍（出身地）別…………… 3

ウ 男女別・年齢別…………… 4

エ 入国目的（在留資格）別…………… 4

(ア) 短期滞在者…………… 5

(イ) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人…………… 7

(ウ) 留学生…………… 9

(エ) 研修生・技能実習生…………… 10

(オ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人…………… 11

(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）…………… 12

(3) 外国人の出国…………… 12

2 上陸審判状況…………… 13

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理…………… 13

(2) 被上陸拒否者…………… 16

(3) 上陸特別許可…………… 17

3 入国事前審査状況…………… 17

(1) 査証事前協議…………… 17

(2) 在留資格認定証明書…………… 17

第 2 節 外国人の在留の状況…………… 18

1 外国人登録者数…………… 18

(1) 総数…………… 18

| | | |
|------------|--------------------------------|----|
| | (2) 国籍（出身地）別 | 19 |
| | (3) 目的（在留資格）別 | 19 |
| | ア 永住者・特別永住者 | 19 |
| | イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 | 21 |
| | ウ 留学生 | 22 |
| | エ 「研修」・「技能実習（1号）」 | 22 |
| | オ 「特定活動（技能実習）」・「技能実習（2号）」 | 22 |
| | カ 身分又は地位に基づき在留する外国人 | 23 |
| | 2 在留審査の状況 | 23 |
| | (1) 在留期間更新の許可 | 24 |
| | (2) 在留資格変更の許可 | 24 |
| | ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可 | 24 |
| | イ 「技能実習（2号）」への移行を目的とする在留資格変更許可 | 25 |
| | (3) 在留資格取得の許可 | 26 |
| | (4) 再入国の許可 | 26 |
| | (5) 資格外活動の許可 | 27 |
| | (6) 永住許可 | 27 |
| 第3節 | 日本人の出帰国の状況 | 28 |
| | 1 出国者 | 28 |
| | (1) 総数 | 28 |
| | (2) 男女別・年齢別 | 28 |
| | (3) 空港・海港別 | 29 |
| | 2 帰国者 | 29 |
| 第2章 | 外国人の退去強制手続業務の状況 | |
| 第1節 | 不法残留者の状況 | 31 |
| | 1 国籍（出身地）別 | 31 |
| | 2 在留資格別 | 32 |
| 第2節 | 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要 | 34 |
| | 1 退去強制事由別 | 34 |
| | (1) 不法入国 | 35 |
| | (2) 不法上陸 | 36 |
| | (3) 不法残留 | 37 |
| | (4) 資格外活動 | 37 |
| | 2 不法就労事件 | 38 |
| | (1) 概況 | 38 |
| | (2) 国籍（出身地）別 | 38 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (3) 男女別 | 39 |
| (4) 就労内容別 | 39 |
| (5) 稼働場所（都道府県）別 | 40 |
| 3 違反審判の概況 | 41 |
| (1) 事件の受理・処理 | 41 |
| (2) 退去強制令書の発付 | 42 |
| (3) 仮放免 | 43 |
| (4) 在留特別許可 | 43 |
| 4 送還の概況 | 44 |
| (1) 自費出国 | 45 |
| (2) 国費送還 | 45 |
| (3) 運送業者の責任と費用による送還 | 46 |
| 5 出国命令事件 | 46 |
| (1) 概要 | 46 |
| (2) 違反調査 | 46 |
| ア 国籍（出身地）別 | 46 |
| イ 適条別 | 47 |
| (3) 審査 | 47 |
| ア 事件の受理・処理 | 47 |
| イ 出国命令書の交付 | 47 |
| (4) 出国確認 | 47 |
| 第3章 難民認定業務等の状況 | |
| 第1節 難民認定の申請及び処理 | 48 |
| 1 難民認定申請 | 48 |
| 2 難民認定申請の処理 | 48 |
| 3 仮滞在許可制度の運用状況 | 49 |
| 第2節 異議申立て | 50 |
| 1 異議申立て | 50 |
| 2 異議申立ての処理 | 50 |
| 第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況 | 51 |
| 第4節 一時庇護のための上陸の許可 | 51 |
| 第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護 | |
| 第1節 人身取引対策の推進 | 52 |
| 1 人身取引被害者の保護 | 52 |
| 2 人身取引加害者の退去強制 | 52 |

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第2節 | 外国人DV被害者の適切な保護 | 53 |
| 1 | 概要 | 53 |
| 2 | 外国人DV被害者の認知件数 | 53 |

第5章 外国人登録の実施状況

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 第1節 | 新規登録及び登録の閉鎖 | 54 |
| 第2節 | 変更登録 | 54 |
| 第3節 | 登録証明書の切替（登録事項の確認） | 55 |

第2部 平成23年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 東日本大震災に対する入国管理局の取組

| | | |
|-----|--|----|
| 第1節 | 災害発生に伴う入国・在留手続に係る措置 | 58 |
| ① | 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく在留期間の延長 | 58 |
| ② | 諸外国・地域及び国際機関からの救助隊の迅速な受入れの実施 | 58 |
| ③ | 震災により出国を希望する外国人に対する迅速な出国手続の実施 | 59 |
| | (1) 再入国許可 | 59 |
| | (2) 出国手続(再入国許可を受けての出国を含む。) | 59 |
| ④ | 震災により途中帰国した留学生及び研修・技能実習生の円滑な再来日のための措置 | 59 |
| ⑤ | 出入国審査機動班の設置 | 59 |
| 第2節 | 被災した可能性のある外国人の安否確認への協力 | 60 |
| ① | 被災地域における外国人住民に関する記録の提供 | 60 |
| ② | 安否確認のための出国事実の有無の回答 | 60 |
| 第3節 | 外国人登録事務に関する協力 | 60 |
| 第4節 | 被災した外国人等への情報提供 | 61 |

第2章 高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入

| | | |
|-----|-------|----|
| 第1節 | 導入の経緯 | 62 |
| 第2節 | 制度の概要 | 62 |

第3章 新しい在留管理制度等の円滑な導入に向けた取組

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 制度の概要 | 64 |
| ① | 新しい在留管理制度 | 64 |
| | (1) 導入の経緯・背景 | 64 |
| | (2) 新しい在留管理制度により導入される措置 | 64 |
| | (3) 特別永住者に係る措置 | 65 |
| ② | 外国人住民に係る住民基本台帳制度 | 66 |
| | (1) 外国人住民に係る住民票の作成 | 66 |
| | (2) 外国人住民に係る住民票の記載事項 | 66 |
| | (3) 外国人住民に係る届出 | 66 |
| | (4) 法務大臣からの通知 | 66 |
| 第2節 | 制度の導入に向けた取組状況 | 66 |
| ① | 新しい在留管理制度への円滑な移行 | 66 |
| | (1) 政省令の制定 | 66 |

| | | |
|------------|---|----|
| | (2) 広報活動 | 67 |
| 2 | 外国人住民に係る住民基本台帳制度への円滑な移行 | 68 |
| | (1) 総務省、地方公共団体との連携及び情報提供 | 68 |
| | (2) 正確な登録を確保するための措置 | 68 |
| 第4章 | 円滑かつ厳格な入国審査等の実施 | |
| 第1節 | 観光立国実現に向けた取組 | 69 |
| 1 | 審査待ち時間短縮のための取組 | 69 |
| 2 | 自動化ゲート | 69 |
| 第2節 | 「訪日外国人 2500 万人時代の出入国管理行政検討会議」の設置 | 70 |
| 1 | 設置の背景 | 70 |
| 2 | 設置後の検討状況 | 70 |
| 3 | 中間報告の内容 | 70 |
| 第3節 | 水際対策の強化 | 71 |
| 1 | 個人識別情報を活用した入国審査の実施 | 72 |
| 2 | ICPO紛失・盗難旅券情報の活用 | 72 |
| 3 | APISを活用した出入国審査 | 72 |
| 第5章 | 新しい技能実習制度の実施状況 | |
| 第1節 | 制度の概要 | 73 |
| 第2節 | 不適正な事案への対処 | 73 |
| 第3節 | 新しい技能実習制度導入後の状況 | 74 |
| 第6章 | 留学生の適正かつ円滑な受入れ | |
| 第1節 | 留学生の適正かつ円滑な入国・在留審査 | 76 |
| 第2節 | 専門学校卒業生の就職支援を通じた留学生の受入れ促進 | 76 |
| 第7章 | 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策 | |
| 第1節 | 不法滞在者対策の実施 | 77 |
| 1 | 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組 | 77 |
| 2 | 更なる不法滞在者の削減に向けた取組 | 77 |
| | (1) 摘発の強化 | 77 |
| | (2) 出頭申告しやすい環境の整備 | 77 |
| 第2節 | 偽装滞在者対策の実施 | 78 |
| 1 | 偽装滞在者等について | 78 |
| 2 | 偽装滞在者等への取締りの実施 | 78 |
| | (1) 情報の収集・分析の強化 | 78 |
| | (2) 資格外活動違反者への摘発強化・在留資格取消事由該当者への厳格な対応 | 78 |
| 3 | 不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由の追加 | 78 |

| | | |
|----------------------------|--------------------------------------|----|
| 第3節 | 処遇の適正化に向けた取組 | 79 |
| 1 | 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組 | 79 |
| 2 | 入国者收容所等視察委員会の活動等 | 79 |
| 第8章 在留特別許可の適正な運用 | | |
| 第1節 | 「在留特別許可に係るガイドライン」に基づく運用 | 80 |
| 第2節 | 「在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について」の拡充 | 80 |
| 第9章 難民の適正かつ迅速な庇護の推進 | | |
| 第1節 | 難民認定審査の処理期間に係る目標の設定及び公表 | 81 |
| 第2節 | 難民出身国情報の公表 | 81 |
| 第3節 | 難民認定事務従事者の能力の向上に向けた取組 | 81 |
| 第4節 | 第三国定住による難民の受入れ | 81 |
| 第5節 | 民間支援団体との連携の推進 | 82 |
| 第10章 国際社会及び国際情勢への対応 | | |
| 第1節 | 条約及び国際会議への対応 | 83 |
| 1 | 条約締結等への対応 | 83 |
| (1) | 「包括的経済連携に関する基本方針」への対応 | 83 |
| (2) | 各国とのEPA締結交渉への主な対応 | 83 |
| (3) | 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応 | 83 |
| 2 | 国際会議への対応 | 84 |
| (1) | G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合 | 84 |
| (2) | ASEM移民管理局長級会合 | 84 |
| (3) | その他の国際会議等 | 84 |
| 第2節 | 洪水被害を受けた日系企業のタイ人従業員の受入れ | 84 |
| 第11章 広報活動と行政サービスの向上 | | |
| 第1節 | 広報活動の推進 | 85 |
| 第2節 | 行政サービスの向上 | 86 |
| 1 | 上陸審査手続の円滑化 | 86 |
| 2 | 外国人への案内サービス | 86 |
| 3 | 入国管理局ホームページ | 87 |

資料編

| | | |
|--------------|--|-----|
| 資料編 1 | 平成 23 年4月1日以降の主な出来事 | 90 |
| 資料編 2 | 統計 | 92 |
| | (1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移 （※投資・経営，技術，人文知識・国際業務，企業内転勤，興行，技能，技能 実習1号，技能実習2号，留学，研修，特定活動（技能実習），永住者，日本 人の配偶者等，定住者）..... | 92 |
| | (2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移 （※韓国，中国，フィリピン，ブラジル）..... | 99 |
| | (3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況 | 103 |
| | (4) 偽変造文書発見件数の推移 | 103 |
| 資料編 3 | 新しい在留管理制度の概要 | 104 |
| 資料編 4 | 出入国管理関係訴訟 | 106 |
| | 第1節 概況 | 106 |
| | 第2節 主な裁判例 | 107 |
| 資料編 5 | 組織・体制の拡充 | 110 |
| | 第1節 組織・機構 | 110 |
| | ① 入国管理官署の概要 | 110 |
| | ② 入国管理官署の組織の見直し | 112 |
| | 第2節 職員 | 113 |
| | ① 入国管理局職員 | 113 |
| | ② 増員 | 114 |
| | (1) 大阪入国管理局関西空港支局等における出入国審査体制の強化 | 115 |
| | (2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化 | 115 |
| | (3) 東京入国管理局における退去強制手続体制の強化 | 116 |
| | ③ 研修 | 116 |
| 資料編 6 | 予算等 | 117 |
| | 第1節 予算 | 117 |
| | 第2節 施設 | 118 |

関係図表目次

図

| | | |
|------|---|-----|
| 図 1 | 外国人入国者数の推移 | 2 |
| 図 2 | 主な国籍（出身地）別入国者数の推移 | 3 |
| 図 3 | 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成 23 年） | 4 |
| 図 4 | 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移 | 6 |
| 図 5 | 観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成 23 年） | 7 |
| 図 6 | 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移 | 7 |
| 図 7 | 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移 | 9 |
| 図 8 | 「研修」（平成 22 年 7 月からは技能実習 1 号も含む。）の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移 | 10 |
| 図 9 | 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移 | 11 |
| 図 10 | 上陸審査の流れ | 14 |
| 図 11 | 主な国籍（出身地）別被上陸拒否者数の推移 | 16 |
| 図 12 | 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移 | 18 |
| 図 13 | 主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移 | 19 |
| 図 14 | 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移 | 21 |
| 図 15 | 日本人出国者数の推移 | 28 |
| 図 16 | 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成 23 年） | 29 |
| 図 17 | 主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移 | 31 |
| 図 18 | 退去強制手続及び出国命令手続の流れ | 34 |
| 図 19 | 口頭審理請求件数及びその比率の推移 | 42 |
| 図 20 | 主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況 | 43 |
| 図 21 | 難民認定申請の形態と手続 | 50 |
| 図 22 | 入国管理局組織表 | 110 |
| 図 23 | 法務省入国管理局所管事項 | 111 |
| 図 24 | 入国管理官署職員定員の推移 | 114 |
| 図 25 | 予算額の推移 | 117 |
| 図 26 | 電算関連主要予算額の推移 | 118 |

表

| | | |
|------|--|----|
| 表 1 | 在留資格別新規入国者数の推移 | 5 |
| 表 2 | 特例上陸許可件数の推移 | 12 |
| 表 3 | 滞在期間別外国人単純出国者数の推移 | 13 |
| 表 4 | 上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移 | 15 |
| 表 5 | 口頭審理の処理状況の推移 | 15 |
| 表 6 | 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移 | 17 |
| 表 7 | 入国事前審査処理件数の推移 | 17 |
| 表 8 | 在留の資格別外国人登録者数の推移 | 20 |
| 表 9 | 在留審査業務許可件数の推移 | 24 |
| 表 10 | 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 | 24 |
| 表 11 | 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移 | 25 |
| 表 12 | 国籍別技能実習 2 号（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む。）への移行者数の推移 | 26 |
| 表 13 | 職種別技能実習 2 号（在留資格「特定活動（技能実習）」を含む。）への移行者数の推移 | 26 |
| 表 14 | 国籍（出身地）別永住許可件数の推移 | 27 |
| 表 15 | 滞在期間別日本人帰国者数の推移 | 30 |
| 表 16 | 国籍（出身地）別不法残留者数の推移 | 32 |
| 表 17 | 在留資格別不法残留者数の推移 | 33 |
| 表 18 | 退去強制事由別入管法違反事件の推移 | 35 |
| 表 19 | 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移 | 35 |
| 表 20 | 国籍（出身地）別不法入国事件の推移 | 36 |
| 表 21 | 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移 | 36 |
| 表 22 | 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移 | 36 |
| 表 23 | 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移 | 37 |
| 表 24 | 国籍（出身地）別不法残留事件の推移 | 37 |
| 表 25 | 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移 | 38 |
| 表 26 | 国籍（出身地）別不法就労事件の推移 | 39 |
| 表 27 | 就労内容別不法就労事件の推移 | 40 |
| 表 28 | 稼働場所別不法就労事件の推移 | 40 |
| 表 29 | 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移 | 41 |
| 表 30 | 退去強制事由別退去強制令書の発付状況 | 42 |
| 表 31 | 仮放免許可件数の推移 | 43 |
| 表 32 | 退去強制事由別在留特別許可件数の推移 | 44 |
| 表 33 | 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移 | 44 |
| 表 34 | 国籍（出身地）別被送還者数の推移 | 44 |

| | | |
|------|---------------------------------------|-----|
| 表 35 | 送還方法別被送還者数の推移 | 45 |
| 表 36 | 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移 | 45 |
| 表 37 | 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成 23 年） | 46 |
| 表 38 | 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況 | 47 |
| 表 39 | 難民認定申請数の推移 | 48 |
| 表 40 | 難民認定申請の処理数の推移 | 49 |
| 表 41 | 庇護数の推移 | 49 |
| 表 42 | 難民不認定処分等に対する異議申立数及び処理状況の推移 | 50 |
| 表 43 | 人身取引の被害者数（平成 23 年） | 52 |
| 表 44 | 人身取引被害者数の推移 | 52 |
| 表 45 | D V被害者把握状況（平成 23 年） | 53 |
| 表 46 | 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況 | 54 |
| 表 47 | 変更登録の状況 | 55 |
| 表 48 | 登録確認の状況 | 55 |
| 表 49 | 受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移 | 73 |
| 表 50 | 類型別「不正行為」認定件数（平成 23 年） | 74 |
| 表 51 | 出入国管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（平成 23 年末現在） | 106 |
| 表 52 | 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績） | 113 |
| 表 53 | 入国管理官署職員定員の推移 | 115 |

写真

| | | |
|-------|-------------------------------------|------|
| 写真 1 | 成田空港 | はじめに |
| 写真 2 | 臨船サーチ風景 | 12 |
| 写真 3 | 上陸口頭審理風景 | 13 |
| 写真 4 | 在留審査窓口風景 | 23 |
| 写真 5 | 空港上陸審査風景 | 29 |
| 写真 6 | 違反調査風景 | 31 |
| 写真 7 | 摘発風景 | 34 |
| 写真 8 | 不法就労摘発風景 | 39 |
| 写真 9 | 違反審判風景 | 41 |
| 写真 10 | 送還風景 | 45 |
| 写真 11 | 難民旅行証明書 | 48 |
| 写真 12 | 被災直後の空港 | 58 |
| 写真 13 | 震災後の再入国手続に並ぶ約 1 km にも及ぶ列 | 59 |
| 写真 14 | 在留カード | 64 |
| 写真 15 | 新しい在留管理制度の説明会 | 68 |
| 写真 16 | 在京外国公館向け説明会 | 68 |
| 写真 17 | 自動化ゲート | 69 |
| 写真 18 | 検討会議における検討の様子 | 70 |
| 写真 19 | 中間報告の法務大臣への提出の様子 | 70 |
| 写真 20 | 個人識別情報を活用した入国審査風景 | 72 |
| 写真 21 | 偽変造文書対策 | 72 |
| 写真 22 | 新しい在留管理制度ポスター | 85 |
| 写真 23 | 不法就労外国人対策キャンペーン風景 | 85 |
| 写真 24 | 警察・法務・厚生労働三省庁による不法就労外国人対策の経営者団体への要請 | 85 |
| 写真 25 | 審査待ち時間表示 | 86 |
| 写真 26 | プライオリティレーン | 86 |
| 写真 27 | 外国人在留総合インフォメーションセンター | 87 |
| 写真 28 | 入国管理局職員 | 113 |
| 写真 29 | 研修風景 | 116 |

凡例（五十音順，アルファベット順）

| | |
|-------------------|--|
| 外登法 | 外国人登録法 |
| 登録原票 | 外国人登録原票 |
| 登録証明書 | 外国人登録証明書 |
| 難民条約 | 難民の地位に関する条約 |
| 難民議定書 | 難民の地位に関する議定書 |
| 日米地位協定 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 |
| 入管法 | 出入国管理及び難民認定法 |
| 入管法施行令 | 出入国管理及び難民認定法施行令 |
| 入管法施行規則 | 出入国管理及び難民認定法施行規則 |
| 入管特例法 | 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 |
| 入管特例法施行令 | 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令 |
| 入管特例法施行規則 | 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則 |
| 入管法等改正法 | 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 |
| 整備・経過措置政令 | 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 |
| 整備・経過措置省令 | 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令 |
| A P E C | Asia-Pacific Economic Cooperation（アジア太平洋経済協力） |
| A P I S | Advance Passenger Information System（事前旅客情報システム） |
| A S E M | Asia-Europe Meeting（アジア欧州会合） |
| E Dカード | Embarkation Card and Disembarkation Card（出入国記録カード） |
| E P A | Economic Partnership Agreement（経済連携協定） |
| I A T A ・ C A W G | International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会） |
| I C A O | International Civil Aviation Organization（国際民間航空機関） |
| I C P O | International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構） |
| I O M | International Organization for Migration（国際移住機関） |
| U N H C R | Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官） |